

平成 22 年 11 月 9 日

総合政策部長 様

総合政策 部 秘書広報 課 (局・所) 長

『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』に関する意見について (回答)

『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について—北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告—』について、

- ・ 特に意見はありません

- 下記のとおり意見を提出します

※どちらかに○印をつけて提出してください。

記

市民参画推進条例に位置づけることにより市政運営に重大な影響を及ぼすと考えられる項目

12 市民登録制度

その理由

現在の体制では、ホームページの担当課が市民登録制度を運用、あるいは更新していくことになると思うが、広報編集やホームページの更新と併せると事務が煩雑を極める。

項目の代替案

その他の意見

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目の中の「参画の方法」については、かなりの部分で秘書広報課が所掌している事務となっているが、これまでも実施している事業となっているので影響は少ないと考える。

